

平成23年第8回美幌町議会定例会会議録

平成23年 9月13日 開会

平成23年 9月15日 閉会

平成23年 9月15日 第3号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
2番 大江 道 男 君
- 日程第 3 選挙第 4号 美幌町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 4 同意第 6号 美幌町教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 同意第 7号 美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命について
- 日程第 6 議案第50号 北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会の設置及び規約の制定について
- 日程第 7 議案第51号 美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議案第52号 美幌町農林業振興条例及び美幌町普通河川条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議案第53号 平成23年度美幌町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第10 議案第54号 平成23年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 議案第55号 平成23年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第56号 平成23年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 議案第57号 平成23年度美幌町病院事業会計補正予算(第2号)について
- 追加日程第1 認定第 1号 平成22年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について
- 追加日程第2 認定第 2号 平成22年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 追加日程第3 認定第 3号 平成22年度美幌町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 追加日程第4 認定第 4号 平成22年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 追加日程第5 認定第 5号 平成22年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 追加日程第6 認定第 6号 平成22年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 追加日程第7 認定第 7号 平成22年度個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について
- 追加日程第8 認定第 8号 平成22年度美幌町水道事業会計決算認定について
- 追加日程第9 認定第 9号 平成22年度美幌町病院事業会計決算認定について
- 追加日程第10 意見書案第6号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について
- 追加日程第11 意見書案第7号 平成24年度農業予算編成に関する意見書について
- 追加日程第12 意見書案第8号 軽油引取税の課税免除措置などを求める意見書について
- 追加日程第13 報告第 9号 健全化判断比率について
- 追加日程第14 報告第10号 資金不足比率について

- 追加程第15 報告第11号 平成22年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点
検・評価について
- 追加程第16 報告第12号 例月出納検査報告について（5月～7月分）
- 追加程第17 議員の派遣について
- 追加程第18 閉会中の継続調査について

○出席議員

- | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----|---|----|---|---|-----|-----|-----|---|---|---|---|---|
| 1番 | 新 | 鞍 | 峯 | 雄 | 君 | 2番 | 大 | 江 | 道 | 男 | 君 | | |
| 3番 | 早 | 瀬 | 仁 | 志 | 君 | 4番 | 柏 | 葉 | 久 | 子 | 君 | | |
| 5番 | 中 | 嶋 | すみ | 江 | 君 | 6番 | 松 | 浦 | 和 | 浩 | 君 | | |
| 7番 | 上 | 杉 | 晃 | 央 | 君 | 8番 | 岡 | 本 | 美 | 代 | 子 | | |
| 副議長 | 9番 | 坂 | 田 | 美 | 栄 | 子 | 君 | 10番 | 宗 | 像 | 密 | 琇 | 君 |
| 11番 | 大 | 原 | | 昇 | 君 | 12番 | 吉 | 住 | 博 | 幸 | 君 | | |
| 13番 | 橋 | 本 | 博 | 之 | 君 | 議長 | 14番 | 古 | 舘 | 繁 | 夫 | 君 | |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定による出席説明者

- | | | | | | | | | |
|------|----|---|---|---|-------|----|---|---|
| 美幌町長 | 土谷 | 耕 | 治 | 君 | 教育委員長 | 沖田 | 滋 | 君 |
| 監査委員 | 高木 | | 清 | 君 | | | | |

○地方自治法第121条の規定による出席受任説明者

- | | | | | | | | | | | |
|--------|---|---|---|---|------|-----------------|---|---|---|---|
| 副町長 | 染 | 谷 | 良 | 君 | 総務部長 | 浅 | 野 | 俊 | 伸 | 君 |
| 民生部長 | 馬 | 場 | 博 | 美 | 君 | 経済部長 | 平 | 野 | 浩 | 司 |
| 建設水道部長 | 磯 | 野 | 憲 | 二 | 君 | 病院事務長 | 大 | 村 | 英 | 則 |
| 会計管理者 | 鈴 | 木 | 元 | 春 | 君 | 事務連絡室長 | 糸 | 屋 | 定 | 春 |
| 総務主幹 | 高 | 崎 | 利 | 明 | 君 | 電算主幹 | 植 | 木 | 恒 | 則 |
| 住民活動主幹 | 丸 | 山 | 俊 | 夫 | 君 | 政策財務主幹 | 平 | 井 | 雄 | 二 |
| 契約財産主幹 | 村 | 田 | 純 | 一 | 君 | 税務主幹 | 大 | 平 | 幸 | 雄 |
| 環境生活主幹 | 谷 | 川 | 明 | 弘 | 君 | 児童支援主幹 | 佐 | 藤 | 和 | 恵 |
| 福祉主幹 | 井 | 上 | 和 | 俊 | 君 | 健康推進主幹 | 立 | 花 | 八 | 寿 |
| 農政主幹 | 高 | 木 | 恵 | 一 | 君 | 公社主幹 | 広 | 島 | | 学 |
| 耕地林務主幹 | 伊 | 成 | 博 | 次 | 君 | 商工観光主幹 | 戸 | 井 | 田 | 准 |
| 都市整備主幹 | 岩 | 田 | 憲 | 次 | 君 | 施設管理主幹 | 門 | 別 | 孝 | 志 |
| 住宅建築主幹 | 佐 | 藤 | | 修 | 君 | 水道主幹 | 澤 | 畠 | 雅 | 俊 |
| 病院総務主幹 | 橋 | 本 | 美 | 典 | 君 | 事務連絡室次長 | 篠 | 永 | 幸 | 男 |
| 教育長 | 川 | 崎 | 俊 | 郎 | 君 | 教育部長 | 佐 | 藤 | 庄 | 一 |
| 学校教育主幹 | 藤 | 原 | 豪 | 二 | 君 | 学校給食主幹 | 石 | 田 | 勇 | 一 |
| 社会教育主幹 | 小 | 西 | | 守 | 君 | 文化ホール
建設準備主幹 | 石 | 坂 | | 聡 |

スポーツ振興主幹 田 村 圭 一 君 農委事務局長 嶋 田 秀 行 君
選管事務局長 武 田 孝 司 君
監査委員室長

○議会事務局出席者

事務局長 高 坂 登 貴 雄 君 次 長 荒 井 紀 光 子 君
議事係長 水 上 修 一 君 庶務係長 松 尾 まゆみ 君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（古館繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成23年第8回美幌町議会定例会第3日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古館繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番大江道男さん、3番早瀬仁志さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（古館繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（高坂登貴雄君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので御了承願います。

なお、沖田教育委員会委員長、本日午後以降欠席の旨、届け出がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（古館繁夫君） 日程第2 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） [登壇] 私は、通

告をしております3点について、以下、御質問をいたしたいと思えます。

その第1点は、美幌峠牧場の経営についてであります。

第1にお伺いいたします。安愚楽牧場への共益債権回収の見通しについてであります。

安愚楽牧場への共益債権について、これは共益ですから、安愚楽だけではありませんが、8月9日から9月5日までの4週分については、規定額は回収されたところでありませす。その後、新聞によりますと、受託農家に対して飼料を半減するよう、安愚楽牧場側からの要請文書が各地に送付されたというふうに向っております。安愚楽牧場の真意は不明であります。今後の債権回収への厳しいサインではないかと私は受けとめているところであります。そこで、8月臨時議会以降、美幌峠牧場に対して具体的な安愚楽牧場からの連絡状況はどうでしょうか。

二つ目に、峠牧場としての具体的な検討及び回収の見通しについてお聞きしたいと思います。

二つ目は、周年育成牧場から夏期放牧への経営形態の変更についてであります。

従来から、峠牧場は周年育成牧場として今日まで運営されてまいりましたが、夏の放牧へと限定する経営内容の変更が示されたところでありませす。

そこで、何点かお伺いいたします。

変更に伴う、補助金返還などの可能性はないのか。

二つ目は、経営が好転する見通しがあるのかどうか。

三つ目は、預託牛確保の見通しと、その中で、美幌町内牛の割合はどのようになるのか。

4点目は、牧場全体の利用計画の変更の見通しについてはどのようになるか、お伺いいたします。

3点目は、峠牧場の多面的機能の発揚についてであります。

これまで、牛の育成牧場でありましたが、

今回、機能を縮小するという機会をいたしまして、余力が生ずるのではないかとこのように思われます。そこで、太陽光、風力などによるローカルエネルギーの育成も行う多面的機能を持たせてはどうかと思うところではありますが、お伺いしたいと存じます。

大きな2点目は、国民健康保険の医療費の減免についてであります。

その一つ目は、平成22年9月13日付、厚生労働省保険局長通知への具体的対応についてであります。このことに対して、6月定例会以降、美幌町としてどのように対応されたのか、具体的にお示しをいただきたいと存じます。

国が定める国保の医療費負担金の減免は、通院や薬剤費などが除外されておりまして、美幌町の減免基準で上乘せが求められています。要綱など、取り扱い基準はどのように検討されますか、お伺いしたいと思います。

3点目は、重度心身障害者医療費への助成についてであります。

美幌町の重度心身障害者医療費助成制度では、所得制限以下の課税世帯については、医療費の10%の2分の1が本人負担でありまして、美幌町内各医療機関では、本人申請がなくても窓口負担が5%と徹底されている状況です。しかし、町外医療機関については、ほぼ10%の窓口負担でありまして、患者・家族でその事実を知らなかった場合、せっかくの美幌町独自の上乗せ助成が無効となるという状況にあります。さまざまな対応策があるかと思いますが、現実的な対応として、重度心身障害者医療受給者証に5%自己負担を明記すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 大江議員の質問にお答えをいたします。

初めに、美幌峠牧場の経営について、安愚楽牧場の共益債権回収の見通しについてであ

りますが、安愚楽牧場については、現在60頭の黒毛和種を預かっていますが、経営悪化により、8月9日、東京地裁へ民事再生法の適用申請を行ったことに伴い、8月9日以降の美幌峠牧場使用料が共益債権の扱いとなったところであります。

9月5日までの使用料につきましては、8月臨時会において御報告を申し上げましたが、その後の安愚楽牧場との連絡状況につきましては、8月31日に、安愚楽牧場より、9月6日から9月19日までの2週間分の請求書提出の連絡があり、翌9月1日に請求書を送付、その後、9月5日に2週間分の使用料の納入の確認をしたところであります。

9月20日以降の使用料につきましては、退牧の予定が9月下旬から10月上旬であり、2週間先払いの通知を受けていますので、退牧日を協議の上、使用料の請求等を行ってまいりたいと考えております。

また、9月6日に東京地裁より再生手続開始の決定がなされたことに伴い、再生債権として残っております7月1日から8月8日までの使用料につきましても、債権届などの法的手続を進めながら回収に努めてまいりたいと思っております。

次に、美幌峠牧場の経営について、周年育成から夏期放牧の経営形態の変更についてであります。昭和62年に舎飼施設が完成以来、周年型牧場として運営を続けてまいりましたが、舎飼施設の老朽化、コストの低減などの理由から、冬期舎飼については廃止し、夏期放牧のみの運営を行うとしたところであります。

夏期放牧のみの運営に当たり、施設残存年数とその施設の利用方法から、補助金の返還が発生するものはございません。

また、経営と、それに伴う預託牛の確保についてであります。単年度収支において収支不足が発生することは避けられない状況にあり、過去3年間平均の3分の1程度の収支不足は発生するものと試算をしております。

預託牛につきましては、200頭規模での

放牧を見込んでおりますが、町内牛の預託については日並牧場を中心として考えていることから、預託牛の確保については町外牛を中心として確保を図ってまいりたいと思っております。

峠牧場利用計画につきましては、平成24年度は直営による夏期放牧のみの利用となりますが、預託牛の確保状況などを勘案しながら、平成25年度以降の牧場利用計画を検討してまいりたいと考えております。

次に、美幌峠牧場の経営について、峠牧場の多面的機能の発揚についてであります。峠牧場の利用方法については、当面は牧場機能の維持を中心として利用を図ることと考えておりますが、その他の利活用方法については、美幌峠牧場の地理的要件や自然要件等の中で多面的に活用を図ることの検討も必要であると思われることから、どのような利用を図ることができるのか、さまざまな角度から検討を進めたいと考えており、議員御提案のローカルエネルギーについてもその一つとして考えてみたいと思います。

次に、国保の医療費の減免について、平成22年9月13日付、厚生労働省保険局長通知への具体的対応についてであります。平成23年6月30日付で、公金徴収に係る免除・減免・猶予・軽減状況調査を各部局長に文書で指示し、平成23年7月1日現在における、町が徴収するすべての公金について調査を行い、現在、規定の解釈、運用状況について、各部局よりヒアリングを実施しているところであります。

御質問の、平成22年9月13日付、厚生労働省保険局長通知への具体的対応についてであります。国民健康保険法第44条では、特別の理由がある被保険者で、通常の一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対して、一部負担金の減免や徴収猶予の措置をとることが認められており、美幌町においては、美幌町国民健康保険給付規則第5条の規定により取り扱いを行ってきたところであります。一部負担金の徴収猶予及び

減免の取り扱いについては、昭和34年3月30日付の厚生省保険局長通知で、収入が著しく減少したときなどを対象とする基準が示されていましたが、平成22年9月13日付の通知により、この取り扱いの一部が改正され、新たに収入減少の認定基準を明確化し、国が示す基準に該当する減免については、減免額の2分の1を国の特別調整交付金で補てんすることが示され、美幌町もこの取り扱いに準じて対応をしてきました。

具体的な対応であります。まず、国保の一部負担金の減免制度について、広報びほろ8月1日号で町民に周知したところであります。また、美幌町の一部負担金の減免要綱につきましては、管内及び道内市町村の減免基準や75歳以上を対象とする北海道後期高齢者医療広域連合一部負担金の減免要綱等を参考に、減免基準の見直しなど、早い時期の施行に向けて策定作業を進めているところでありますので、御理解願います。

次に、美幌町独自の減免基準の上乗せについてであります。平成22年9月13日付の通知は、地方自治法に基づく技術的助言であるということで、最低基準を示したものであります。美幌町独自の基準としましては、ただいま答弁させていただきましたとおり、要綱策定に向けて、他市町村や後期高齢者医療広域連合の減免制度をもとに検討をしているところであります。国の基準においては、入院療養を受け、収入基準が生活保護基準以下であり、かつ、預貯金が生活保護基準の3カ月以下である世帯となっております。上乗せにつきましては、現在、鋭意研究している状況でありますので、御理解願います。

次に、重身医療費の助成について、美幌町外医療機関での重身医療費助成制度の不徹底と町の対応についてであります。北海道医療給付事業の重度心身障害者医療制度につきましては、重度心身障害者の健康保持と福祉の増進を図るため、医療費の一部または全部を助成する制度で、各市町村が条例を定めて実施しております。助成対象の要件について

は、身体障害者手帳1級または2級及び内部障害の3級の方、知的障害で療育手帳A判定並びに精神保健福祉手帳1級の方で、医療費は入院費及び通院費であります。また、自己負担額については、非課税世帯及び3歳未満児は初診時一部負担金のみで、それ以外の医療費の負担はありませんが、課税世帯においては医療費の10%の負担となっております。なお、美幌町においては、北海道医療給付事業の助成に5%を上乗せして助成していることから、自己負担については5%となっております。

御質問の、町外の医療機関を利用した場合については10%の自己負担となるため、重身医療費受給者証に5%自己負担を明記すべきについてであります。重度心身障害者医療費受給者証に5%自己負担を明記し、町外の医療機関を受診した場合、10%を負担していただき、後日、受給者御本人が美幌町に申請により、5%分をお支払いする旨、明記していきたいと考えております。

さらに、更新時等において、引き続き受給対象者に啓発の徹底を図るとともに、町外医療機関においても5%自己負担でできるよう、関係機関に要望してまいりたいと考えております。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 再質問をさせていただきます。

一つ、確認がございます。今のところ、共益債権につきましては、先払いで行いたいという意思表示もされて、請求書も送ってほしいということなので、ほぼ順調にいくのかなというふうに期待をしています。ただし、経済なので、どうなるかはわかりません。オーナーと安愚楽牧場との共益債権なので、よほど担保がしっかりしないと、なお緊張は解けないというふうに思っていますが、確認ですが、美幌は町営の牧場です、JAが傘下の組合員が預託を受けている場合については、権

利金を担保として預かって、仮に事故があった場合については、牛そのものはなかなか押さえ切れないので、権利金をいただきますよということで、案外、預託料そのものについては確保できそうだというのが情報として伝わっているのですが、美幌町などの公共育成牧場においては、多分、制度として、このようなことを想定していないので、あらかじめ権利金をいただくということにはなっていないのではないかというふうに思います。他の育成牧場も、ほぼ同じではないかというふうに思いますが、念のため、最悪、権利金はないと、したがって、共益債権の支払いが順調にいけば実損はないだろうと思うのですが、その辺の部分について、やや不安な要素がありますので、同じ共通認識に町民としては立つべきだというふうに思いますので、その点で御答弁をお聞きしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 今御質問の、権利金というか、供託金的なもののお話でございますけれども、私どもの牧場としては、そういうお金は積んではおりません。

それと、共益債権については、私どもとしては、今のところ、支払いを受けることができるということをかたく信じている状況でございます。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 多分、美幌町を含めて、公共育成牧場では、権利金あるいは保証金的なものを徴していないという状況なので、何ごともなく支払われることを待つ以外にないのかなというように祈っているというのが実態ではないかと思っております。それ以上はやめます。

それで、周年育成牧場から夏期放牧への経営形態の変更にかかわってお聞きしたいと思います。

夏期放牧に移ることによりまして、一つは、黒字にはならないが、赤字額が3分の1程度縮小されるということに期待しておりますが、しかし、年間1,000万円を超え

る赤字は引き続き発生するものという状況です。あわせて、預託牛は町外牛を中心にして、町内牛は日並、農協の牧場でというふうになってまいります。そこで、今までは、割合は相当、町内牛の割合は減ってきてはおりますが、少なくとも美幌町内の育成牛を預かっているということで、美幌町が行う公共育成牧場のある程度大義は立ちましたが、これが完全に黒字になって、全然問題がないということであれば、そういう議論にはならないと思うのですが、夏期放牧に限定したとしても、相当額の赤字は免れないということになると、美幌町にとって何のメリットもないと、黒字になるのであれば、もちろんそれはそれなりの意味を当然持つことになるのですが、しかし、努力をしても、過去3年間平均の3分の1程度の赤字は免れないということになりますと、この状況が仮に改善の見通しが立たないというふうになりますと、峠牧場そのものの存続が、完全にまな板の上に上らざるを得ないというふうになるのであります。その辺について、もう少し、第1回目の御答弁の中では、よくわからないと、わかりにくいというところがありますので、なお踏み込んで御答弁をいただければと思います。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） この峠牧場の運営については、長年にわたって、議会のこの場でもいろいろ論議させていただきました。そして、預託料と委託料のその差が三千数百万円、中身を見ると町外牛が多いというようなことで、時代的な役割は終わったのではないかというようなことで、我々も、何とか牧場という形を残すために、変わっていかねばいけないと、経営そのものもそうですし、さまざまな今後の牧場のあり方について検討してまいりました。その中で、一度、この牧場を休止してしまうと、牧場機能はもう全く回復できないという判断に立って、何とか民間の力もかりながら、牧場という形を残していけないかということ直前までやってきましたけれども、今回、安愚楽牧場が、最終段

階のところまで来たのですけれども、だめになったということで、極めて残念なことであります。

それで、検討してきた中には、廃止という一つの選択肢もあるというようなことも描いて検討してまいりました。相変わらず厳しい状況でありますけれども、今、他のところも、若干可能性あるかどうかは別として、声を上げてきている方もおられるようでありますから、ただ、それについても、なかなか状況としては厳しい状況にあります。相変わらず厳しい状況にありますけれども、何とか牧場というものをメインにして、牧場に関連するものでもいい、例えば観光牧場でもいいのではないかというようなことも含めて、何とか牧場を残したいという思いでありますけれども、ある時期には、やはり廃止ということも頭に描きながら、やはりいかなければいけないというようなことだと思えます。農協が現実的に日並牧場で放牧をやっているわけですから、私たちがどんどん放牧を大きくしていくって、例えば日並の牛をこっちに持ってくるなんていうことにはまたならないと思えますので、この町に放牧が二つあるということもどうなのかということも考え合わせながら、早急にまたいろいろ検討してまいりたいと、そのように思っております。ただ、廃止ということも、やはり検討の選択肢の一つの中に入っているということも御理解をいただきたいと思えます。

○議長（古館繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 第1回目の答弁の中で、利用方法の変更の段階では、補助金の返還が発生するものはないということですが、廃止というふうになりますと、昨今活用した補助制度などについては該当してくる可能性を持っています。

それで、この際、議論は町民的にはオープンにしたほうが良いというふうに思いますので、努力をして経営改善に努めるというのは本来でありますけれども、努力をしてもどうにもならないという場合に、場合によっては

廃止もあると、その場合には、こんな問題も発生するよということ、できれば、可能性のある補助金の返還の額などについても、この際お示しいただいたほうがいいのではないかとこのように思います。いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 先ほど、町長のほうから答弁させていただいています、補助金の返還がないという部分におきましては、当初、牧場をつくって、今日まで来た部分について、一部建物等が、耐用年数がまだ残っている部分があるのですけれども、昨今の国の補助の返還の規定、おおむね10年を超えてという部分からいけば、補助金の返還はないということで答弁させていただいたものでございます。

では、実際に、あと何があるかという話なのですけれども、平成21年度からことしまで、牧場の水設備の更新をしてございます。ことしの事業費を入れて約6,000万円の投資をさせていただいております。その補助率が2分の1でございますので、もし、牧場を廃止するというのであれば、その2分の1ですから、3,000万円の補助金の返還が生じるというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 最悪、そういう場合があり得るということで受けとめたいと思います。

そこでであります。すぐに多面的な機能の発揚とは、簡単にはなりません、私は、300ヘクタールの採草放牧地で、どうやら夏期放牧以外に使い道がないというような状況を考えた場合に、昨今の再生可能エネルギーを育てる牧場、牛を育てる牧場というのは残念ながら意思頓挫せざるを得ないという状況を考えた場合に、あのフィールドはなお魅力を持っているのではないかと、あるいはCO₂の削減の国家的な目標も持っています。当然、地方自治体としても、どうやってCO₂

を年次的に削減するかという課題を持っていますので、これは避けることのできない課題になっていく。

それで、お聞きしますと、太陽光につきましても、ある専門の方に見ていただいたのですが、地面に置くのではなくて、建物の屋根の上に置くこともできるよというようなこともあります。それと、北海道開発局のデータをいただいたのですが、あそこは平均風速6メートル、年間を通じて平均で6.0という風速を持っておりますので、現在の技術水準で言えば、十分、風力発電にもかなうのではないかと、そういうような見解もいただいているところでありまして、美幌町といたしましても、太陽光や風力を含めて、どうやってエネルギーの自給率を高めるかというのは避けて通れないのだとすると、せっかく広大な敷地を持っている峠牧場を、そういう面で大いに議論をする価値が、研究する価値があるのではないかとこのように思うのですが、そこで障害になると思われるのは、自然公園法の網が、私がかかっていないというふうに思うのですが、念のため、自然公園法の網で規制がかかるのか、あるいは農地法でどうなのかと、この二つについては、大いに議論を進める上で障害にならないのではないかとこのように思うのですが、念のため確認をしたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私ども、峠牧場の今後のあり方について、何とか残すために、どう変えていくかということにとらわれておりました。それは、ベースになるのは、やはり牧場という形をベースに、例えば先ほど言った、牛を預かる、そして観光もできないかというようなことも含めてちょっとやってきたけれども、今回新たに大江議員のほうから、多面的機能というようなことで、別分野での利用と申しますか、こういう提案があって、こういう方法もあるのかというような受けとめ方をさせていただきました。

ただ、私どもの町、今、7年前ぐらいから

地域資源に目をつけて、何とか経済を回そうということで、それが結果的に、地球環境だとかCO₂の削減、あるいはオフセットにつながってきたというようなことで、ここをもう少し本流にやっていきたいと、そういう思いがあります。ただ、峠牧場自体の特性とも言える地理的なことだとか、自然環境を考えると、御提案いただいたことも、やはり一つの方向性があるのかなと、そんな受けとめ方をさせていただきました。

ただ、おっしゃるとおり、今、風力発電にすると、かなり高いものを、プロペラつけて回すというようなことだと思いますので、そうすると、景観的にどうかということで、後ほど担当のほうから答えさせていただきますけれども、そういうことがクリアできるかどうか。あるいは、太陽光も、今、メガソーラーが出始めて、これもどうなるのか、ちょっと見きわめをしないといけないと思いますけれども、いずれにしましても、新しい提案ということで受けとめさせていただきたいなど、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 今提案されたことに対してのことではなくて、質問のあった現実的な話のことについてお話をさせていただければ、国定公園が横についているということがあって、美幌町と、それから弟子屈町の境界が、その法律の適用のラインとなっております。ですから、美幌町の部分については適用外というふうになっております。ただ、過去の話をさせていただければ、美幌町がレストハウスを建てるときに、高さ制限ということで、あまり他とのバランスがとれないとか、そのものに対しては許可を受けないと、許可を出せませんよという指摘をされた経過がございます。そういうことを考えますと、風力の、通常で言う2枚プロペラ式的な風力の部分であれば、その辺を配慮しなければいけないのかなというふうに思っております。

あと、農地法の部分については、当然、あ

そこは農振地域で入っております、一応、牧場としての肥培管理というか、草地更新をしたり、それから肥料をまいておりますので、今の段階では、採草放牧地という形ではなくて、どちらかという、農地というふうな適用を受けるのかなと思っております。それが、今後どういう問題を生じるかというのは、またその場合においていろいろ考えることであって、今の段階で絶対だめですよという部分での話にはならないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 多分、法的には、環境省は自然公園法の中であっても風力発電を認めているケースもどうやらあるようだという事なので、まして区域外ということになると、基本的に、大いに議論していいという場所ではないかというように思って、設置をしようとするのであれば、そのために前向きの議論をしてもいい場所なのだろうというふうに思います。

農地法についても、少しはプラスになるというものがあるのではとすれば、それは経済的な、電力、売電での収入プラス町の取り組みも含めて、大いに評価できるというような方向性であれば、それも含めて検討すべきことなのだろうというふうに思います。莫大な発電をするのであれば、送電線などの問題が出てまいります。現在、三相電気も引っ張っているというようなことで、電線の容量は、私は素人なのでわかりませんが、それらも含めて、闊達な町民的な議論を、この際、これからしていくべき場所ではないかというふうに思います。

それで、直ちに、可能性のある間は、当初の目的である牛の育成牧場という機能については最後まで努力をしていただきたいと思いますし、何回か見ておりますが、シカの大群が、これが逆に売り物になるのかなというふうに思うぐらいであります。ホエールウォッチングというのがありますが、シカがいつで

も大群で見られるというのは、もしかしたら売りになるかもしれませんが、それらも含めて、この際、下を見ていても仕方がないので、町民的に大いに議論を進めるといっかけを、ぜひあらゆる場所で行っていただければということをお願いして、次に移りたいと思います。この部分については、御答弁は要りません。

2番目の国保の医療費の減免についてであります。

1回目、御答弁をいただいておりますが、9月13日付の厚生労働省保険局長の通知によって、美幌町もこの取り扱いに基づいてといいますか、先ほど町長は、準じて対応しているということでもあります。しかし、私は、なかなかそのようには受けとめておりません。

関連しまして、具体的な対応として、国保一部負担金の減免については、広報びほろ8月1日号で町民に周知したというような中身であります。それで、私も注意深く、これは広報8月号です、どこだろうということで、大分搜索願を出して、潜伏先を突きとめたのですが、後期高齢者医療制度の全体としてはお知らせ、その中で、東日本大震災に被災された方の減免についてが中見出し、小見出しになるか中見出し、その中に、実は3行書かれている、よほど、これは、制度に精通した方以外は見逃すという中身だと思うのです。

町長は、6月の御答弁で、広報及びインターネットで周知を図るということですが、周知というのは、漢字で言えば「周く知らせる」と。これは、ほとんどその役を果たしていないというふうに思うのです。それを最初に、どう受けとめておられるかということをお願いしたいと思います。

それで、やはり昨年の9月13日の通知、美幌町に届いたのは9月15日だということですが、ちょうど1年前の出来事ですが、同じような、公金徴収に係る免除・減免・猶予・軽減状況の調査を行っているというのはわかりますが、しかし、制度としては、要綱

ができないと知らせられないと、存在するものを町民は知らないというふうに思うのですが、このテンポでは非常にまずいのではないかと感じて答弁をお聞きいたしました。トップダウンでやるのだという方向と、いつまでに具体化を図れというのは、町長の姿勢が問われているのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 広報の仕方、私もこれを見ました。なかなか、これを言ったらまた御指摘受けるのかなと思いますけれども、税もそうなのですけれども、減免規定、実はたくさんあります。それから、猶予も、事例はたくさんあります。そして、一つだけ言うことにもならないという、そういうこともありますので、では、全体をどう知らせるかというところが非常に悩ましいところでもあったのでありますけれども、今回、こういう形で出させていただきました。

それで、このほかにも、しっかりとした周知方法をできないかどうかについては、今後もまたさらに検討していかなければいけないと、そんなふうに思っております。なお、これでよしとするものではありませんので。ただ、難しいという面もひとつ御理解をいただきたいなど。本体があって、その特例として減免だとか猶予だとかということがありますので、本体のお知らせもしながら、それをどう皆さんにあまねくお知らせするかというのは非常に難しい課題でありますけれども、町民の皆さんにわかりやすく、そして、そういう制度があるということが無駄にしないといえますか、こちらのPR不足でそのことが実現できなかったということのないような配慮をしながらPRに努めていきたいと思っております。

それと、スピード感の問題でありますけれども、6月定例会のときにいろいろ御指摘をいただきまして、減免にしる猶予にしる、町全体でいろんなお金をいただいておりますので、全体の考え方をやはり統一する必要がある

ると。あのときも中嶋議員のほうからお話がありましたけれども、こっちができて、こっちができていないというようなことも含めて、全体像で、やはり一回整理する必要があるということで、そういう指示をさせていただいて、今回、その取りまとめが終わり、今ヒアリングをしておりますけれども、その中でもちょっと不都合な点が出てきておりますので、さらに詰めた中で、スピード感を持って、町全体として統制のとれた、整合性のとれた、そういった制度にしっかりとしていきたいと、そんな思いでありますので、今回のことも私のほうから指示をさせていただきましたので、スピード感がないというようなことはありますけれども、今後もスピード感を意識しながら取り組んでいきたいと思いません。

○議長（古館繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） どこかでまた別の機会に質問したい思いがあるのですが、所管が一番町民の実態を知っているのではないかと思うのですね。その所管が、いい制度ができれば、いち早く起案して、その制度を美幌町としてつくるべきだということで、場合によっては、拒絶されたら辞表も懐に置きながらということ、これは冗談ですが、差し違えるような気持ちで、町民の利益になるものについては迫っていくということがもっともあっていいのではないかというように思うのです。それとも、町長の権限が余りにも強くて、とてもその気にならないというのであれば、それは町長、少し自重していただくことにしまして、そういう点で、役場内の緊張ある対応も、今試されているのではないかというように思っています。

いずれにしましても、今日まで1年経過しておりますので、まさか他の自治体よりも後退した制度はつくられないだろうというふうに期待しているのですが、一刻も早い制度化を図っていただきたいと。多分に、担当の皆さんは相当優秀な試験をかいくぐってきていますので、ゴーサインが出れば、直ちにいい

制度ができるものというふうに思って期待しております。

次の質問に移りますが、その冒頭に、ぜひ町長として思いを語っていただければありがたいというふうに思います。時間がないので、次の質問に入らせていただきたいと思えます。

重度心身障害者医療費の助成の問題であります。

基本的には、保険証への記入を行うということで、クリアできたかなというふうに思っております。

そこで、これはあるきっかけで知ることができたのですが、美幌町の国保加入者の診療機関、どこにどれだけ受診しているかという点で言えば、実は美幌町が4割切っているようだ。したがって、6割を超えている方々は町外の医療機関に受診しているという状況です。したがって、今まで5%の部分につきましては、これは一般のデータなので、重度心身障害者などを含めて同じ傾向にあるかどうかはわかりませんが、一つの参考になるだろうというように思います。こんな状況であることは非常に残念だ、もっともっと地元の医療機関に受診していただきたいというのは当然のことなのですが、実態としては、町外の医療機関にそれだけ行っているとすれば、なおさら必要な措置だろうというふうに思います。

そこで、重度心身障害者医療制度の助成は、道は三つやっているようです。ひとり親家庭、それから乳幼児医療費、この三つで、いずれも美幌町は、あえて5%、地元が持ちますということで、よその町は10%負担になっているものを5%にしているということから、実はこういう展開になっているのです。非常にすぐれた制度を展開しているがゆえに、何からかの措置をしないと10%負担せざるを得ないということなので、重度心身障害者医療費受給者証そのものに美幌町は5%なのだということを明記していただき、関係者にお知らせしていただくということと、

あわせて、この際、他の二つの制度につきましても、同じように余白があるということもありますので、あわせて改善をしていただく余地があるのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 仕事の仕方、やり方の問題でありますけれども、やはり緊張感を持った対応ということが極めて重要だとは、組織機構上、やはり緊張感を持ってやらなければいけない、そして、我々の組織は町民の皆さんのために、そして美幌町の発展のためにということの目標があるわけですから、町民の皆さんにとっていい制度、こういったものをしっかり提案していく、そういう組織でなければいけないと思っておりますし、私も常日ごろから、我々公務員として、手ごたえある仕事をしてほしいと、その手ごたえある仕事は何かといったら、やはり町民の皆さんが喜んでくれる、そういうサービスなり制度を提供することだろうと思っておりますので、引き続き、多分、提案しにくいというようなことはないとは思いますが、もしかあるとしたら、また反省をしていきたいと、そんなふうには思っております。

それで、一部負担の部分の制度ですけれども、それこそ全道各地でいろんなことをやっております。私どもの町で、それに上乗せしている部分は他に引けはとらないと思っておりますけれども、ただ、上を行っている町村もあります。負担にしても、100%、80%、60%というところもあるようでありますから、今、鋭意研究中でありますので、また決定次第、御相談をさせていただきたいと思っております。

それから、国保で町外の医療機関に通うのが6割ということで、町内の医療機関については、私ども、通知を出して、そして1割負担のところを0.5割だけ納付していただいて、それで、あとは医療機関から私どもに請求があって、それを支払うという形をとっておりますけれども、全道の医療機関に全部通知

するという事は、逆に言うと、そのことでまたトラブルが発生するということは十分にあり得ると思っておりますので、明記をすることによって、被保険者がしっかりと、これを持っていけば0.5割だけ負担すればいいというようなことの徹底をしていきたいと、そんなふうには思っております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 現実的な対処としては、やはり5%明記以上のものがなかなか出ないというふうには思います。請求のソフトもそういう形でできていると思っておりますので、それが現実的だろうというふうには思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

そこで、これは最後にいたします、私、今回、質問通告を行いまして、訂正されたところがございます。「障害者医療費」の表記で、私は、昨今、「がい」と平仮名で書いて提出したのですが、それは、美幌町においては、条例名は漢字で「害」となっているので、存在しないものになっているので、漢字に改めてもらいたいということでもあります。それまで気がつかなかったのですが、やはり障害者の、害をなすとか、被害を受けるの「害」という漢字は、何とも、もともとは石偏に、差し障りがあるみたいな、ああいう「碍」だったのですが、それが当用漢字から外れて、結局は、害をなすの「害」ということで、障害者の方々に不愉快な思いをさせるということで、この漢字表記を平仮名表記に変えたということで、もう、相当定着しているので、直っていたというふうには思ったのですが、改めて、そういう部分については、直すべきものはそんなにエネルギーのかからない話なので、この際改めていただいて、誤解を生じない形をぜひとっていただきたいということを申し上げて、この部分だけ、できれば即刻改善していただければありがたいという思いでお聞きいたしまして、終わりにいたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 表記は、私ども、一般的に使うのは平仮名でやっておりますけれども、まだ実態としてあるというような御指摘ですので、中身を検証してみたいと思います。

それと、6月定例会からいろいろ町の制度の中で、減額であるとか免除であるとか猶予であるとかと、いろいろあります。これは国の法律であろうと条例であろうと、そういうことをしっかり明記している以上は、やはり適法にそれを使っていただくべきだと私も思っていますので、それをあえて隠しごとをするとか、ねじ曲げて解釈するということにはならないと、そんなふうに思っていますので、全体をやっぱり一度見直してみたいという思いで今回取り組ませさせていただきましたので、なお不都合な点は直していきたいと、そんなふうに思っております。

よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、2番大江道男さんの一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時03分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 選挙第4号

○議長（古舘繁夫君） 日程第3 選挙第4号美幌町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、美幌町字美富305番地、松本光伸さん、美幌町字大通北4丁目10番地の2、早田眞二さん、美幌町字都橋82番地の5、関美恵子さん、美幌町字西2条北1丁目1番地、横山直樹さん、以上4名の方を指名します。

次に、選挙管理委員補充員には、指名順位を補充順位として、美幌町字豊岡431番地、水本文孝さん、美幌町字美和422番地、石川真里子さん、美幌町字大通北1丁目1番地の5、寺田義博さん、美幌町字報徳317番地、高崎義明さん、以上4名の方を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方々を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、美幌町選挙管理委員には、ただいま指名いたしました松本光伸さん、早田眞二さん、関美恵子さん、横山直樹さん。補充員には、水本文孝さん、石川真里子さん、寺田義博さん、高崎義明さんが当選されました。

◎日程第4 同意第6号

○議長（古舘繁夫君） 日程第4 同意第6号美幌町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 同意第6号美幌町教

育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

本町教育委員会委員寺崎芳枝氏は、平成23年9月28日をもって任期満了となるので、次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるといふものでございます。

記。住所、美幌町字日の出1丁目17番地の4。氏名、猪本里美さん。生年月日、昭和34年3月4日生まれであります。

以上、御説明を申し上げます。よろしくお願いをいたしたいと思ひます。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第6号美幌町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決定いたしました。

◎日程第5 同意第7号

○議長（古館繁夫君） 日程第5 同意第7号美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命についてを議題といたします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 同意第7号美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

本町職員懲戒審査委員会委員鶴野宏氏、石澤淳子氏、浅野俊伸氏は、平成23年9月29日をもって任期満了となるので、次の者を任命いたしたく、地方自治法施行規程第17条第5項の規定により、議会の同意を求め

るものでございます。

記。住所、美幌町字西1条北4丁目1番地。氏名、森一也さん。生年月日、昭和33年7月8日生まれ。住所、美幌町字仲町2丁目96番地の13。氏名、石澤淳子さん。生年月日、昭和22年2月13日生まれ。住所、美幌町字西2条北2丁目4番地の45。氏名、浅野俊伸さん。生年月日、昭和28年3月21日生まれでございます。

以上、よろしくお願いをいたしたいと思ひます。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第7号美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第50号

○議長（古館繁夫君） 日程第6 議案第50号北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会の設置及び規約の制定についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 議案の6ページをお開きください。

議案第50号北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会の設置及び規約の制定について御説明いたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の規定により、森林バイオマスの二酸化炭素吸収、削減機能等を活用し、地域の振興を図ることを目的に行う事務を管理

及び執行するため、北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会を設置するとともに、同協議会規約を別紙のとおり制定することについて、議会の議決を求めるものでありまして、記以下の同協議会の規約の説明につきましては、参考資料で御説明いたします。

参考資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

今回、法定協議会の設置を提案します北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会は、任意協議会として、足寄町、下川町、滝上町、美幌町の4町により平成20年7月7日に設立し、北海道の交付金を活用し、平成20年度から平成22年度までの3年間、地域資源を活用した地域活性化策、具体的には森林バイオマスの二酸化炭素吸収機能を活用したシステムの構築等の制度設計、実証、検証を行ってまいりました。

これを受けまして、平成23年度から森林バイオマス二酸化炭素クレジットの創出及び活用を事業として本格的に実施するため、法定協議会の設置をそれぞれの町で提案させていただき、あわせてこの法定協議会の規約をお認めいただきたく提案するものであります。

今後の法定協議会の設置のスケジュールでございますが、9月中旬に各4町の議会の議決をいただいた後、9月29日に設立総会を開催し、設立総会后、北海道知事への設置届け出と、各4町で協議会を設置した旨及び規約の告示をさせていただき、10月1日から法定協議会として活動していきたいと考えております。

それでは、参考資料に沿って御説明いたしますと、制定目的でございますが、地域資源の活用によってさらなる地域の振興を図るため、森林バイオマスの二酸化炭素吸収、削減機能等の活用に関する事務を共同して管理及び執行するため、「北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会」を設置するものでございます。

制定内容ですが、主な内容について御説明

させていただきます。

第1章。総則として、第1条から第4条まで規定されており、第1条、名称は北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会です。目的については、制定目的で御説明したとおりでございます。第2条、協議会を設ける町は、足寄町、下川町、滝上町、美幌町です。第4条、協議会の事務所は、会長が属する町に置くとなっております。

第2章。協議会の組織として、第5条から第12条まで規定されており、第5条協議会の組織は、会長1人、副会長1人、委員2人、監事1人となっております。第6条、第7条、第8条、第9条の会長、副会長、委員、監事の任期は2年とし、非常勤とするとなっております。

第3章。協議会の会議として、第13条から第15条まで規定されており、第13条会議の招集の規定、第14条会議の運営の規定、第15条幹事会の内容の規定について書かれております。

第4章。協議会の担任する事務の管理及び執行として、第16条の関係町の名においてする事務の管理及び執行について書かれております。

第5章。協議会の財務として、第17条から第22条まで規定されており、第17条経費の支弁の方法の規定、第18条予算の規定、第19条収益金分配の規定でクレジット等の販売による収益金の分配は、協議会の議決により決定することとなっております。第20条出納及び現金の保管の規定、第21条決算の規定、第22条財産の取得管理及び処分の方法の規定が書かれております。

第6章。補則として、第23条から第26条まで規定されており、第23条事務処理の状況の報告の規定、第24条関係町の長の監視権の規定、第25条協議会解散の場合の措置の規定、第26条委任の規定が書かれております。

根拠法令等につきましては、地方自治法であります。

施行日につきましては、平成23年10月1日であります。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 今回の協議会の内容というより、条例の条項の中の些細な確認なのですけれども、第3条の第1項にオフセット・クレジット制度という部分があるのですけれども、当然、森林の二酸化炭素吸収のオフセットだと思うのですけれども、北海道とともにこの制度をつくって今後の活動ということで、以前より4町のこの協議については、いろいろな部分で動いているということわかるのですけれども、たまたま数年前なのですけれども、環境省で言うところの森林吸収の計算測定値の基準の標記の仕方と、北海道のオフセットの数値の計測の数値が合わないという事態があったのですけれども、今回北海道とということ、プラスここで言うところのオフセット・クレジット制度と、オフセット・クレジット制度がどういう制度かというのをちょっと、いまいち僕もわからないのですけれども、たまたま環境省で言うところの森林が二酸化炭素の1年間、要するに1本当たりの吸収量の測定の数値と今回北海道とともにつくるとなれば、オフセット・クレジット制度の中に出てくる計算式が広く一般町民、また国民にも同じ共通の計算式なのかと、ちょっと不安だったものですから、もしわかっている知識があれば教えてください。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） まず、先に1点訂正をさせていただきたいと思えます。

第19条、私、説明で収益金「分配」の規定」と言いましたけれども、「配分」に訂正させていただきたいと思えます。まず1点訂正をさせていただきたいと思えます。

今、御質問のありましたオフセット・クレ

ジットの関係でございますけれども、私どもで考えているのは、環境省によるJ-Ver制度、国の制度が今、できておりますけれども、その基本をつくってきたのが、この4町での取り組みだというふうに思っております。そういうことから、今、北海道の部分については、担当のほうから説明をさせていただきましても、国の制度に基づいたCO₂の二酸化炭素の排出権の部分での実施をするということでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（伊成博次君） ただいま経済部長が申したとおり、当初、北海道で独自で積算をやっていましたが、環境省のJ-Ver制度が始まりまして、そちらのほうに移行して北海道自体ではなく、環境省のJ-Verで進めているところです。

よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第50号北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会の設置及び規約の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第51号

○議長（古舘繁夫君） 日程第7 議案第51号美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○**教育部長（佐藤庄一君）** 議案の12ページです。

議案第51号美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の3ページをお開きください。

資料2（議案第51号関係）。

条例名、美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例。

改正目的は、スポーツ振興法がスポーツ基本法として改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

改正内容は、第2条に規定する報酬額の別表第1中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に名称を改めるものです。

今回、スポーツ振興法が50年ぶりに全部改正となっております。体育指導委員の役割はスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言のみならず、スポーツの推進のための事業の実施にかかわる企画調整としての役割が重要性を増しております。

そのため、スポーツ基本法には新たに職務が追加され、それに伴いまして、その職務をより適切にあらわす観点から、スポーツ推進委員と名称が変更となったものであります。

根拠法令等はスポーツ基本法、施行日は公布の日です。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いをいたします。

○**議長（古舘繁夫君）** これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（古舘繁夫君）** 質疑なしと認めます。

これから、議案第51号美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○**議長（古舘繁夫君）** 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第52号

○**議長（古舘繁夫君）** 日程第8 議案第52号美幌町農林業振興条例及び美幌町普通河川条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

経済部長。

○**経済部長（平野浩司君）** 議案の13ページをお開きください。

議案第52号美幌町農林業振興条例及び美幌町普通河川条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

美幌町農林業振興条例及び美幌町普通河川条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、記以下については参考資料で御説明いたします。

参考資料の4ページをお開きください。

制定目的ですが、農地法の改正により、関連する条例の一部を改正するものであります。

改正内容でございますが、同時に改正する条例が二つありまして、一つ目は、美幌町農林業振興条例の一部改正であります。

農地法第2条の「定義」中第2項から第5項までが削除されましたので、農業生産法人の条項が繰り上がったことにより、条例の引用条項について改正するもので、条例第2条第1項第2号中、「第2条第7項」を「第2条第3項」に改めるものであります。

二つ目が、美幌町普通河川条例の一部改正でございます。

普通河川条例第21条に規定する占用料に関する別表第2中「農耕用敷地」並びに「採草及び放牧用敷地」の土地占用料について、

農地法第23条第1項の規定に基づき美幌町農業委員会が定めた「小作料の標準額」を基に算定することとしておりましたが、農地法の改正により、この算定条項が削除されたため、新たに美幌町農業委員会が情報提供を行う「参考賃借料」により算定した額に改正するものであります。

根拠法令等につきましては、農地法でございます。

施行日については、公布の日からでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第52号美幌町農林業振興条例及び美幌町普通河川条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第53号

○議長（古舘繁夫君） 日程第9 議案第53号平成23年度美幌町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 議案第53号平成23年度美幌町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

平成23年度美幌町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ

れぞれ4,196万円を追加し、歳入歳出それぞれ107億6,753万9,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

それでは、議案の24ページ、25ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出でございます。

一番上の一般事務費の増、積立金27万6,000円につきましては、本年5月24日から8月16日までの間で26名の方々より、ふるさと納税制度によります寄附金をいただいたものを、ふるさとづくり基金へ積み立てするものであります。

次の段の一般事務費の増、積立金11万5,000円でございますが、これにつきましては、5月30日町内にお住まいの方から10万円、また、ふるさと納税制度により5月31日に1万円、6月27日に5,000円を社会福祉のために役立ててほしいと御寄附をいただきましたので、福祉基金に積み立てするものであります。

その下の一般事務費の増、積立金5万円でございます。これにつきましても本年7月22日、町内の三橋南にお住まいの長原米子様より、高齢者福祉のために役立ててほしいと御寄附をいただきましたので、福祉基金へ積み立てするものでございます。

次の7他会計負担事業費の増、繰出金、介護保険特別会計繰出金112万3,000円の増額補正でございますが、これは介護保険を適用したショートステイの利用上限日数を超えた利用者に対する町の支援事業でございます。利用者の増に伴う一般会計からの繰出分でございます。

その下の9老人保健医療事業費の増、償還金利子及び割引料の25万9,000円でございますが、これは平成22年度支払基金交付金の精算に伴う額の確定による返還金でございます。

その下の一般事務費の増、社会保険料等7万1,000円とその下の臨時職員賃金56

万2,000円につきましては、7月の人事異動に伴う職員の配置がえ及び業務量の増に伴う臨時職員の雇用分でございます。

次の3障害者自立支援事業費の増、業務等委託料、障害者福祉システムプログラム改修委託料の46万2,000円の増額でございますが、これは本年10月から実施されますグループホーム、ケアホームの家賃補助及び重度視覚障害者に対する移動支援について、自立支援給付費の対象とする制度が創設されたことに伴うプログラム改修費でございます。

次の償還金利子及び割引料の55万6,000円につきましては、平成22年度の障害者医療費に係る国及び道費の負担金の確定によります返還金であります。一番下の障害程度認定区分認定等審査会費の増、臨時職員共済費等2万4,000円につきましては、臨時職員に係る共済組合負担金の料率の改定に伴う増額補正でございます。

次に、27ページをお開きいただきたいと思えます。

一番上の子ども発達支援センター事業費の36万5,000円と次の4幼児ことばの教室設置事業費の増11万円の増額補正につきましては、4月の臨時職員の配置がえに伴う予算の組み替えと共済組合費負担金の料率の改定に伴う増額分、保険料につきましては通所児童の増に伴う補正でございます。

次の保育園運営事業費の増の284万6,000円の増額につきましては、これも4月の臨時職員の配置がえに伴う予算の組み替えと共済組合の負担金の料率の改定による増額、さらに一番下の臨時職員賃金の230万7,000円につきましては、正職員の退職に伴う臨時職員雇用の賃金でございます。

次の2農業担い手確保育成事業費の増、補助金、新規就農者等支援事業補助金419万1,000円につきましては、新規就農の当初13名を予定しておりましたが、7名増の20名の申請により増額補正をいたすものでございます。

その下の8環境保全型農業直接支援対策事業費、補助金、環境保全型農業直接支援対策事業費補助金の188万6,000円の増額でございますが、これにつきましては環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対しまして、土づくり、化学肥料低減、農薬低減などのエコファーマー認定を受けていること、さらに有機農業に取り組む農業者に対しまして、10アール当たり8,000円が交付されるものでございまして、負担割合につきましては国が2分の1の4,000円を直接農業者へ交付され、道と町がそれぞれ2,000円ずつ支援するもので、新たな制度でございます。今年度は7戸の47.15ヘクタール分でございます。

その下の牧野維持管理事業費の増、施設維持管理費等委託料、美幌峠牧場管理運営委託料の1,261万1,000円の増額補正でございますが、これは峠牧場の使用料の大幅な減少に伴う管理運営経費の増として1,050万7,000円、さらに飼料供給機械のミキサフィーダー及びローラーの修繕として210万4,000円の補正をいたさうとするものでございます。

次に、一番下の猟政推進事業費の増、消耗品、通信運搬費、次のページの機械器具49万5,000円の増額補正でございますが、これにつきましてはクマの箱わな設置に係る監視につきまして、現在、7基を設置しておりますが、これに対し、職員が見回り確認をしております。この見回りには2名体制で、約半日を要することから、携帯電話による監視システムを導入するものでございます。消耗品につきましては、設置取り付け金具及び充電アダプターで7万6,000円。通信運搬費につきましては、監視用1台と箱わなに設置いたします7台の基本料として7万5,000円。機械器具につきましては、監視用電話機8台分として49万5,000円の補正をいたさうとするものでございます。

次の2の林業推進事業費の増、積立金625万2,000円の増でございますが、本年

5月26日から6月21日までの間に、ふるさと納税制度によります3名の方々からの御寄附1万5,000円と、森林整備に関する協定に基づき、6月17日には株式会社宮田建設から26万1,000円を、同じく8月3日にはNPO法人札幌コンベンションネットワークから21万5,000円の御寄附をいただいたものでございます。さらに、下川、滝上、足寄、美幌町でつくる森林バイオマス吸収量活用推進協議会から、J-e-r制度に基づく企業からの分配金として576万円について、未来への森林づくり基金へ積み立てするものでございます。

次の道路橋梁維持管理事業費の増の臨時職員共済費等、その下の社会保険料等の増額補正でございますが、これにつきましては共済費及び社会保険料の負担率の改定に伴う増でございます。

その下の修繕料500万円につきましては、本年6月10日の集中豪雨によります駒生、豊岡、日の出、栄町、稲美地区の道路側溝及び雨水ます等の修繕料でございます。

次の自動車借上料につきましては、町道修繕に伴う重機及びトレーラーの借上料でございます。原材料の190万5,000円の増につきましては、修繕のための切り込み砂利、土どめブロック、アスファルト補修材等の原材料でございます。

その次の2除雪対策事業費の増、臨時職員共済費等の9万9,000円の増でございますが、これは共済費負担率の改定に伴う増でございます。

次の段の公園維持管理事業費の増の臨時職員共済費、社会保険料等も同様の料率の改定に伴う増額補正でございます。

一番下の3（仮称）文化ホール整備事業費の増、積立金100万円でございますが、8月19日、元町21番地にお住まいの牧野泰乗様より、本年6月25日に御逝去された故牧野了泰様が生前、美幌町にお世話になったお礼としまして、文化ホール建設に伴う備品整備のためにと100万円の御寄附をいた

きましたので、教育文化会館建設基金に積み立てするものでございます。

それでは、次に23ページにお戻りいただきたいと思っております。

歳入でございます。

一番上の環境保全型農業直接支援対策事業補助金94万3,000円につきましては、エコファーマー及び有機農業に取り組む農業者に対する道からの補助金でございます。

その下の女満別空港ビル出資配当金60万円につきましては、美幌町で出資しております400株に対する1株当たり1,500円に出資配当金でございます。

その下のふるさと寄附金につきましては、本年5月25日から8月15日までのふるさと納税制度によります寄附金でございます。

その下の社会福祉費寄附金の増、これにつきましては本年5月30日及び7月22日にいただきました寄附金でございます。

次の社会教育費寄附金の増100万円につきましては、8月19日に元町の牧野泰乗様からいただきました寄附金でございます。

その下の林業費寄附金47万7,000円につきましては、林業整備に関する協定に基づく6月17日に宮田建設から26万1,000円と8月3日にNPO法人札幌コンベンションネットワークからいただきました寄附金でございます。

その下の前年度繰越金の増3,061万円につきましては、今回の補正に係る財源について、前年度繰越金に求めるものでございます。

その下の雇用保険納付金の増1万9,000円につきましては、臨時職員雇用に伴う納付金でございます。

次の雑入の新規就農者等支援事業負担金の増209万5,000円につきましては、対象者の増に伴うJAびほろからの負担金の増額補正でございます。

一番下のカーボンオフセット事業交付金576万円につきましては、4町でつくります森林バイオマス吸収量活用推進協議会からの

J - v e r 制度によります協賛金の分配金で
ございます。

以上、御説明申し上げましたのでよろしく
お願いいたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行
います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めま
す。

これから、議案第53号平成23年度美幌
町一般会計補正予算（第7号）についてを採
決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の
方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決さ
れました。

暫時休憩します。

再開は、11時50分。

午前11時40分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、
会議を開きます。

◎議会運営委員長報告

○議長（古館繁夫君） 先ほど、議会運営委
員会が開かれましたので、議会運営委員長か
ら報告をお願いいたします。

12番吉住さん。

○12番（吉住博幸君） 休憩中に議会運営
委員会を開催しましたので、その内容につい
て報告いたします。

本日予定していた議案審議が円滑に進んで
いますので、日程第13 議案第57号の次
に、第4日目に予定していた認定第1号から
認定第9号まで、意見書案第6号から意見書
案第8号まで、報告第9号から報告第12号
まで、議員の派遣について、閉会中の継続審
査について、以上の日程をお手元に配付した

日程追加事件として、本日の日程に追加する
ことといたしました。

なお、本定例会に付議されたすべての案件
を本日第3日目で審議することになりますの
で、会期は当初の4日間から3日間へと変更
となります。

議員各位及び説明員の御理解と御協力をお
願いして、議会運営委員長の報告といたしま
す。

◎日程追加の議決

○議長（古館繁夫君） お諮りします。

ただいま議会運営委員長からの報告があつ
たとおり、日程第13 議案第57号平成2
3年度美幌町病院事業会計補正予算（第2
号）についての次に、認定第1号平成22年
度美幌町一般会計歳入歳出決算認定につい
て、認定第2号平成22年度美幌町国民健康
保険特別会計歳入歳出決算認定について、認
定第3号平成22年度美幌町老人保健特別会
計歳入歳出決算認定について、認定第4号平
成22年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳
入歳出決算認定について、認定第5号平成2
2年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算
認定について、認定第6号平成22年度美幌
町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定につ
いて、認定第7号平成22年度美幌町個別排
水処理特別会計歳入歳出決算認定について、
認定第8号平成22年度美幌町水道事業会計
決算認定について、認定第9号平成22年度
美幌町病院事業会計決算認定について、意見
書案第6号森林・林業・木材産業施策の積極
的な展開に関する意見書について、意見書案
第7号平成24年度農業予算編成に関する意
見書について、意見書案第8号軽油引取税の
課税免除措置などを求める意見書について、
報告第9号健全化判断比率について、報告第
10号資金不足比率について、報告第11号
平成22年度教育委員会の主な事務の管理及
び執行状況の点検・評価の報告について、報
告第12号例月出納検査報告について（5
月～7月分）、議員の派遣について及び閉会

中の継続調査についてを日程に追加し、それぞれ追加日程第1から第18までとして議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から第9号まで、意見書案第6号から第8号まで、報告第9号から第12号まで、議員の派遣について及び閉会中の継続調査についてを日程に追加し、それぞれ追加日程第1から第18までとし議題とすることに決定いたしました。

◎日程第10 議案第54号

○議長（古舘繁夫君） 日程第10 議案第54号平成23年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 議案の31ページをお開き願います。

議案第54号平成23年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成23年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,662万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ28億9,186万円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

40ページ、41ページをお開き願います。

3、歳出について御説明申し上げます。

41ページの後期高齢者支援金707万8,000円の増、その下の前期高齢者納付金等38万3,000円の増、その下の介護

納付金等662万8,000円の増につきましては、21年度分の社会保険診療報酬支払基金に支払いする額の確定による精算分でございます。

43ページをお開き願います。

一番上の償還金利子及び割引料2,253万5,000円の増につきましては、平成22年度分の療養給付費負担金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金及び出産育児一時金の補助金の確定に伴う国庫負担分の精算による返還金でございます。

歳出は、以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

38、39ページをお開き願います。

2、歳入について御説明申し上げます。

39ページの介護納付金負担金225万3,000円の増から、4行目までの後期高齢者交付金2,404万7,000円の増につきましては、先ほど歳出で説明申し上げました21年度及び22年度の国庫負担金及び社会保険診療報酬支払基金に交付する額の確定による精算分の増でございます。

それから、その下の国民健康保険基金繰入金2,393万3,000円の減につきましては、社会保険診療報酬支払基金から交付される21年度の前期高齢者交付金の増の精算に伴い基金より繰り入れする金額を減額するものでございます。

その下の前年度繰越金2,691万円の増につきましては、今回の歳出の財源を前年度繰越金で対応しようとするものでございます。

失礼いたしました。先ほど、前期高齢者交付金のところを「後期」と申し上げました。まことに申しわけございません。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第54号平成23年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第55号

○議長（古舘繁夫君） 日程第11 議案第55号平成23年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 45ページをお開き願います。

議案第55号平成23年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成23年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ12億5,970万5,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

54、55ページをお開き願います。

3、歳出について御説明申し上げます。

55ページの一番上の任意事業の短期宿泊利用サービス委託料112万3,000円の増につきましては、当初の予算で延べ日数、年間で250日を見込んでおりましたが、利用者数の増に伴って400日の利用の見込みになることに伴う増額補正でございます。

その下の過年度介護給付費等返還金の償還

金利子及び割引料147万8,000円の増につきましては、平成22年度地域支援事業交付金等の精算に伴う国・道の負担金及び社会保険診療報酬支払基金の返還金でございます。

歳出は、以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

52、53ページをお開き願います。

2、歳入について御説明申し上げます。

53ページの包括的支援事業・任意事業繰入金112万3,000円の増につきましては、歳出で御説明申し上げました短期宿泊利用サービスに係る112万3,000円を一般会計から繰り入れするものでございます。

その下の前年度繰越金147万8,000円の増につきましては、今回の歳出の財源を前年度繰越金で対応するものでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第55号平成23年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第56号

○議長（古舘繁夫君） 日程第12 議案第56号平成23年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の57ページをお開きください。

議案第56号平成23年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）の御説明を申し上げます。

平成23年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、個別浄化槽設置件数、当初予算11件を4件増設して15件の増額を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,080万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,912万7,000円とする。

第2項につきましては事項別明細書。

地方債の補正につきましては、60ページをお開きください。

地方債の補正につきましては、4件ふえまして990万円を増額しまして、限度額を3,970万円とするものです。

次に、歳出の御説明をします。

66、67ページをお開きください。

個別浄化槽設置工事につきましては、当初予算では11件の3,235万6,000円を計上しておりましたが、今回年度途中での申し込みを受けまして、4件分の1,080万円を増額補正するものです。

次に、歳入につきましては、64、65ページをお開きください。

歳出で増額補正します1,080万円につきましては、増設4件の受益者分担金、使用料、手数料、前年度繰越金及び町債に求めるものです。

以上、御説明しましたので、よろしく願いいたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第56号平成23年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第57号

○議長（古館繁夫君） 日程第13 議案第57号平成23年度美幌町病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 議案68ページをお開き願います。

議案第57号平成23年度美幌町病院事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、外科医師の増員に伴い、増加している外科手術に必要な医療機器の購入に係る補正を行おうとするものであります。

第1条、平成23年度美幌町病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条は、今回の補正により資本的収支の不足額を3,485万円に改め、資本的収支の予定額を補正するものであります。以下につきましては、次のページ以降の実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第3条、企業債の補正につきましては、今回の補正の財源を企業債に求めようとするもので、2,200万円を追加補正し、限度額を1億8,220万円にしようとするものであります。

なお、この企業債につきましては、地方交付税で率にして22.5%が交付税措置されるところであります。

第4条、今回購入予定の手術機器のうち、地方公営企業法、病院事業の設置等に関する条例の規定に基づき、予定価格が700万円以上の資産の取得を重要な資産の取得として、腹腔（胸腔）撮影装置一式を補正するものであります。

70ページ、71ページをお開き願います。

資本的収入の補正であります。

第3条の企業債の補正で御説明したとおり、手術関連機器の購入のための財源として2,200万円を企業債に求める補正を行うものであります。

次に、72ページ、73ページをお開き願いたいと思います。

資本的支出の補正であります。

手術関連機器2,205万8,000円の購入費用であります。内訳は、腹腔（胸腔）撮影装置、胆道ファイバースコープ、気管支内視鏡、超音波凝固装置の切開装置の購入を行おうとするものであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 1点だけお知らせください。

外科医師が新しく来られて、手術件数がふえているということなのですけれども、実際のふえた件数などをお知らせいただければと思います。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 岡本議員御指摘のいわゆる手術件数の件であります。

全身麻酔の手術というのが、従来ここ数年間やられておりませんでした。それで今回、新たな先生が着任された後、5月以降28件の手術件数であります。内訳として、20件が全身麻酔、その他8件が局所麻酔ということで、乳がん、胃がん、大腸がん、胆のう摘出手術等を行っております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第57号平成23年度美幌町病院事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第1 認定第1号から 追加日程第7 認定第7号まで

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第1 認定第1号平成22年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について、追加日程第2 認定第2号平成22年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、追加日程第3 認定第3号平成22年度美幌町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、追加日程第4 認定第4号平成22年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、追加日程第5 認定第5号平成22年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、追加日程第6 認定第6号平成22年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、追加日程第7 認定第7号平成22年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件を一括議題とします。

お諮りします。

本件については、6名の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号平成22年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定から認定第7号平成22年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定までについては、6名の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎決算審査特別委員会委員の指名

○議長（古館繁夫君） お諮りします。

ただいま設置されました一般会計等決算審査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第7条第1項の規定により、1番新鞍峯雄さん、2番大江道男さん、3番早瀬仁志さん、4番柏葉久子さん、9番坂田美栄子さん、12番吉住博幸さん、以上6名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕。

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました6名の方を一般会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

◎追加日程第8 認定第8号及び

追加日程第9 認定第9号

○議長（古館繁夫君） 追加日程第8 認定第8号平成22年度美幌町水道事業会計決算認定について、追加日程第9 認定第9号平成22年度美幌町病院事業会計決算認定について、以上2件を一括議題します。

お諮りします。

本件については、6名の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、これに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号平成22年度美幌町水道事業会計決算認定及び認定第9号平成22年度美幌町病院事業会計決算認定については、6名の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎決算審査特別委員会委員の指名

○議長（古館繁夫君） お諮りします。

ただいま設置されました企業会計決算審査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第7条第1項の規定により、5番中嶋すみ江さん、6番松浦和浩さん、7番上杉晃央さん、8番岡本美代子さん、11番大原昇さん、13番橋本博之さん、以上6名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6名の方を企業会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩中に、両決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いします。

再開を2時55分とします。

午後 0時18分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（古館繁夫君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された両決算審査特別委員会において、両委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。

一般会計等決算審査特別委員会の委員長に柏葉久子さん、副委員長に坂田美栄子さん、企業会計決算審査特別委員会の委員長に大原昇さん、副委員長に岡本美代子さん、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎追加日程第10 意見書案第6号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第10 意見書案第6号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において、別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎追加日程第11 意見書案第7号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第11 意見書案第7号平成24年度農業予算編成に関する意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり

可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において、別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎追加日程第12 意見書案第8号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第12 意見書案第8号軽油引取税の課税免除措置などを求める意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において、別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎追加日程第13 報告第9号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第13 報告第9号健全化判断比率について。

お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようですので、報告第9号健全化判断比率については、これで終わります。

◎追加日程第14 報告第10号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第14 報告第10号資金不足比率について。

お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようであります

ので、報告第10号資金不足比率については、これで終わります。

◎追加日程第15 報告第11号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第15 報告第11号平成22年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について。

お手元に配付しているとおりの報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようでありますので、報告第11号平成22年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告については、これで終わります。

◎追加日程第16 報告第12号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第16 報告第12号例月出納検査報告について（5月～7月分）。

お手元に配付しているとおりの報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようでありますので、報告第12号については、これで終わります。

◎追加日程第17 議員の派遣について

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第17 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付した印刷物のおり派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、派遣することに決定しました。

◎追加日程第18 閉会中の継続調査について

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第18 閉会中の継続調査について。

各委員会から、お手元に配付した印刷物のおりの申し出がありましたので、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会の申し出のおり承認することに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件は、全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（古舘繁夫君） 会議を閉じます。

これで、平成23年第8回美幌町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後 3時03分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員